

この原稿は2018年6月27日に京都テルサで開催された「人権啓発京都府集会」の第2分科会における報告資料である。

報告「LGBTの法制度に向けて」

南 和行（弁護士 なんもり法律事務所）

第1 セクシュアル・マイノリティを表す言葉

1 LGBTという言葉

LGBTとは、女性同性愛のレズビアン(L)、男性同性愛のゲイ(G)、両性愛のバイセクシュアル(B)、そして割り当てられた性別の不一致を表すトランスジェンダー(T)の頭文字による造語である。LGBは恋愛感情や性的関心が向く相手の性別(性的指向)に関する言葉であり、Tは自覚する性別(性自認・性同一性)に関する言葉である。

性的指向と性自認はまったく別の次元の問題であるにも関わらず、LGBTという言葉により、性的指向と性自認の問題が混同されるという誤解が生じている。また、いわゆるセクシュアル・マイノリティがLGBTのみに尽きるかのような誤解もある。

2 SOGIという言葉

こういった誤解を回避するべく、典型的でないという意味のクィア(Q)の頭文字を付けたLGBTQという言葉や、性分化疾患インターセックス(I)の頭文字を付けたLGBTIという言葉を使うこともある。属性の頭文字を増やすことで、それぞれの違いを正確に伝える意図が言葉に加えられる。

その反面、属性を細分化することは、セクシュアル・マイノリティとされる属性が、必ず何らかのラベリングによる区別が可能であるかのような誤解も招く。性的指向や性別は、そもそも一人一人の固有であり、あらかじめ用意された属性に、全ての個人が常に当てはまるものではない。

私は、属性の呼び方に着目するのではなく、誰もが当事者性を持つ全ての人に関わる性的指向

(Sexual Orientation)と性自認・性同一性(Gender Identity)の問題であるという発想に基づく、SOGIという言葉が最も明快と感じる。

しかしSOGIという言葉は、あまりにも包括的な概念に過ぎるため、特定の属性が特に直面する、社会生活上の具体的な困難を説明するには使い勝手が悪い。

3 「普通じゃない」区別された存在を表すLGBTという言葉

社会的課題を議論する上で、セクシュアル・マイノリティとは何かという説明を避けることはできない。セクシュアル・マイノリティとは、社会の「当たり前で普通」から、「普通じゃない存在」として区別された総体と私は捉える。

社会において性的指向における「当たり前で普通」の存在は、異性愛・ヘテロセクシュアルである。ヘテロセクシュアル以外の性的指向は、LGBTに限らず「普通じゃない存在」として扱われる。

性別については、生まれた時に割り当てられた社会的性別が、内面で形成される性別の自覚や認識と常に一致していること、つまりシスジェンダーであることが、社会の「当たり前で普通」とされている。

人々の生活を規律する規範は、ヘテロセクシュアルでかつシスジェンダーであることを「当たり前で普通」としており、そうではない属性は「普通じゃない存在」として扱われる。個人のレベルで、そうは思っているかいないかではない社会の現実である。

私は、ヘテロセクシュアルでかつシスジェンダーであることを「当たり前で普通」とする社会から、「普通じゃない存在」として区別される総体

がセクシュアル・マイノリティであると捉えた上で、4つの属性に限定する趣旨ではなく、セクシュアル・マイノリティの総称としてLGBTという言葉を用いる。

第2 LGBTの差別解消のための法制度の取り組み

1 LGBT法連合会による差別禁止法（私案）の公表

2015年に設立された「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（通称「LGBT法連合会」）が、2015年4月に「性的指向および性自認を理由として、わたしたちが社会で直面する困難のリスト」および「性的指向および性自認等による差別の解消、ならびに差別を受けた者の支援のための法律」の考え方と私案をホームページで公表した（<http://lgbtetc.jp/>）。

LGBT法連合会のLGBT差別禁止法の私案は、LGBTに対する差別を類型ごとに定義し、差別をしないことを個人の責務とまで規定する。そして差別の解消や施策の実施を国や地方公共団体の責務とするほか、行政機関や事業者に対して社会的障壁の除去や合理的な配慮を求める内容となっている。

2 野党による差別解消法案の提出

政治の現場では2016年1月に旧民主党が「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（仮称）骨子（案）（たたき台）」を発表し、同年5月には、旧進党、日本共産党、社会民主党、生活の党と山本太郎となかまたちが、旧民主党案をもとにした「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」（以下「LGBT差別解消法案」）を、衆議院に提出した（<https://www.minshin.or.jp/article/109178>）。

野党が提出したLGBT差別解消法案は、性的指向や性自認を理由とする社会的障壁の解消および解消および施策の実施を国や地方公共団体の責務とし、個人に対しても社会的障壁を解消する努力を求める内容となっている。また行政サービスや就労における差別禁止だけでなく、教育現

場における差別解消のための普及啓発と、当事者らへのサポートなどの措置を学校長に求めている。

このLGBT差別解消法案は廃案となったが、その政策は立憲民主党に引き継がれている。

3 自民党による理解増進の取り組み

いっぽう与党自民党も、2016年4月に稲田朋美政務調査会長（当時）が設置した「性的指向・性自認に関する特命委員会」が「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」を同年5月に発表した（<https://www.jimin.jp/news/policy/132172.html>）。

自民党の発表した「基本的な考え方」は、「現行の法制度を尊重しつつ、網羅的に理解促進を目的とした諸政策を講ずること」、そして国民の理解増進に向けた議員立法の制定による、「カムアウトできる社会ではなくカムアウトする必要のない、互いに自然に受け容れられる社会」の実現を目指すとしている。

また自民党の「基本的な考え方」には、地方公共団体が独自に取り組むパートナーシップ制度に対して慎重な検討が必要であること、LGBTへの理解増進の取り組みは「ジェンダーフリー論」とは全く異なる」ことなどが、ことさら明記されている。

直近では2018年6月13日に開催されたシンポジウムで、自民党の特命委員会委員長の古屋圭司衆院議員が「同性婚、パートナーシップ制度にはくみしない。あくまで理解増進に努める」と述べたことも報じられている（2018年6月13日毎日新聞インターネットニュース）。

2 互いに排他的なものとしなない豊かな議論への期待

LGBT法連合会が提唱する差別禁止法、野党が提案するLGBT差別解消法、あるいは自民党が提起する理解増進の取り組みは、政治信条の違いや、背景にある価値観の違いから、とすればそれぞれ互いに排他的に捉えがちである。しかし、いずれも人の心の中の誤解と偏見をなくすことを目指す、それぞれの立場からのアプローチであ

る。

6月13日のシンポジウムでは、自民党の稲田朋美衆院議員も「LGBTの問題は人権や尊厳の問題で、保守もリベラルも関係ない」と述べ、また別の自民党議員も「理解を増進し、差別を根こそぎなくすのが夢」と語ったそうである（2018年6月13日毎日新聞インターネットニュース）。

地方自治体ではすでに独自のパートナーシップ制度の導入や、LGBTへの差別や権利侵害を防ぐための条例制定などの動きが進んでいる。性や家族の多様性をもとより尊重する社会作りに向けた、政治的コンセンサスの形成と、人の心の誤解と偏見をなくし差別を解消する取り組みの実現が期待される。

第3 法制度の再構築による社会の枠組みからの差別解消

1 法制度に固定化された差別に気づくこと

差別解消法の実現に向けた取り組みなど、人の心にある誤解と偏見をなくし、人から人に向けられた典型的な差別を解消することだけが、政治の果たすべき役割ではない。人から人に向けられた差別だけではない、社会制度に内包される差別の解消も政治の役割である。特定の法制度から排除され、その結果、権利保障がなかったり、不平等であったりすることも差別である。それは法制度に固定化された差別ともいえる。

今ある現状の法制度について、なぜLGBTを排除しているのか、法制度の中に固定化された差別に気づき、排除のない枠組みへと再構築を試みること、社会の枠組みから進める差別解消である。

2 同性カップルを排除する婚姻制度に固定化された同性愛者への差別

同性愛者の私はパートナーと二人で経済的にも社会的にも一体に生活しているが、法律上はアカの他人である。私たち二人の関係に、法律上の権利義務を生じさせ、財産を共通の生活基盤とするためには、特別な契約をしたり、遺言を準備したりしなければならぬ。

私たちカップルに権利保障がない不利益は、私たちが同性愛者という「普通じゃない存在」だから生じる、「しょうがない」ことなのだろうか。私はそうでは思わない。

私たちに権利保障がないのは、今の日本の家族に関する法制度が、私たちのように同性愛に基礎づけられる同性カップルを排除しているからだと考えている。異性同士の組み合わせであれば、恋愛感情や性的関係の有無すら関係なく、婚姻制度により家族としての権利保障を「当たり前で普通」に得ることができる。しかし私たち同性カップルは婚姻制度の利用から排除されている。

それは同性愛者を「普通じゃない存在」と決めつけ、同性愛者に対する否定的な先入観と偏見が、法制度を支える社会の共通認識となっているからである。同性カップルを排除する婚姻制度の中に、同性愛者への差別が固定化されている。

3 戸籍の性別という法制度に固定化された差別—Kスポーツクラブ事件—

(1) Kスポーツクラブ事件の概要

私が原告訴訟代理人として関わったKスポーツクラブ事件を紹介する。原告は京都府在住の女性である。生まれたときに身体的特徴から割り当てられた性別は男性であり、戸籍の性別も男性とされた。しかし原告女性は、子どもの頃から自分は「女性である」という強い確信を持ち、40代になってから服装、髪型、生活上の通称を変えるなど女性としての生活を確立させた。またホルモン投与や外科手術により、体型、乳房、外性器等の身体的特徴においても、自身の身体的違和を解消した。

そして原告女性は従前から利用していたスポーツクラブに事情を説明し、これ以上は女性として男性用更衣室を利用することができないことを伝えた。するとスポーツクラブからは「戸籍の性別が男性である限りは、男性用更衣室のみを利用する」ことを了解する念書の差し入れを求められた。

原告女性は、女性であるにも関わらず男性用更衣室の利用を強制されることは、性別の自律についての人格権への侵害であるとして、スポーツ

ラブに対して慰謝料請求訴訟を提起した。

訴訟でスポーツクラブは、戸籍により男女を区別し振り分けるのが日本の法制度であり、戸籍の性別を唯一の基準として原告女性を「男性」と振り分けることには何の問題もないと主張した。またスポーツクラブは、原告女性が性同一性障害特例法により、戸籍の性別を「女性」に変更しさえすれば、いつでも女性用更衣室を使用することができることも主張した。

（２）施設における性別の振り分けの趣旨について

スポーツクラブの更衣室やシャワーや入浴設備そしてトイレ等の施設において、利用者を男女の性別に振り分ける趣旨は、肌身を他人に曝したり、性器を露わにしたりする環境における、個人の性的羞恥心の保護、あるいは性的侵害の不安の除去（安心の提供）にある。

そのような趣旨からすれば、振り分けにおいて意味があるのは、その場で他人の目に触れるような生身のその人から知覚される情報である。ところが戸籍の性別は、日常生活で首からぶら下げているものでもなく、その場で他人が知覚できる情報ではない。スポーツクラブの更衣室で、目の前の生身の人の戸籍の性別を、直ちに知ることはできない。

現にスポーツクラブも訴訟において、原告女性が男性用更衣室を利用した際に、他の利用者から苦情があった事実を認めた。目に見えない情報である戸籍の性別に基づいて原告女性を「男性」として振り分けたことが、むしろ混乱を招いたのである。

スポーツクラブの更衣室等において、戸籍の性別だけを基準に利用者を男女に振り分けることには必ずしも合理的な理由は見いだせない。

（３）本人の現実の性別と戸籍の性別と

大半の人において、およそ生身の本人から知覚される情報に基づいて振り分けられる性別が、その人の目に見えない戸籍の性別と一致することも、もちろん事実である。しかしそれはその人の戸籍の性別が「男性」だから、他人から「男性」として認識されたのではない。

その人から知覚される情報から想起される性別が概ね「男性」であり、それが偶々戸籍の性別と一致したということ、要するにその人がシスジェンダーであったというだけである。

シスジェンダーの「男性」にとっては、生まれた時に割り当てられた性別が「男性」であること、他人から「男性」として認識されること、そして自らも他人に「男性」として認識されるように振舞うこと、そのいずれもが「普通で当たり前」の日常として積み重なっている。

戸籍の性別と現実の性別が一致しているといっても、その人たちが日々、自らの戸籍の性別を参照確認し、その都度、自らが戸籍の性別に従って生きる自覚を更新しているというわけではない。シスジェンダーだから戸籍の性別が現実の性別と一致していることにすら、気づく必要もなかったというだけである。

Kスポーツクラブ事件の原告女性のように、戸籍の性別が「男性」であることには関係なく、本人の現実の性別が「男性」ではない人も当然に存在する。自分自身の日常をいかに営むかは、個人の人格的自律の問題だ。個人の現実の性別を否定し、戸籍の性別に基づく生活を強制することは個人の人格的自律の侵害である。

（４）性同一性障害特例法による審判が受けられないこと

今の日本の法制度においても性同一性障害特例法による性別取り扱い変更の審判により戸籍の性別を変えることができる。Kスポーツクラブ事件でも、スポーツクラブ側は、原告女性も性同一性障害特例法により戸籍の性別を変更すれば、問題は解決すると主張した。

性同一性障害特例法による審判を受けるためには、精神科の医師二名による「性同一性障害」の診断（法2条）、20歳以上であること（法3条1号）、現に婚姻をしていないこと（法3条2号）、現に未成年の子がいないこと（法3条3号）、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること（法3条4号）、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること（法3条5号）と

いう要件を満たさなければならない。

Kスポーツクラブ事件の原告女性は、医師の診断を受け、性別適合手術により法3条4号、5号の要件も満たしていたが、家族についての法3条2号と3号の要件を満たしてはいなかった。そのため原告女性は、性同一性障害特例法により戸籍の性別を変更することが不可能だった。

（5）戸籍の性別という制度から排除されたことによる不利益

スポーツクラブは、原告女性が戸籍の性別を変更できない事情を知った上で、原告女性に不可能を突きつけたのである。スポーツクラブは、原告女性の不可能による不利益は、原告女性自身の責任だといえるであろうか。原告女性は「自分が普通じゃないからしょうがない」と、不利益を甘受しなければならないのだろうか。

まず原告女性の、現実の性別と戸籍の性別が不一致である不利益は、そもそも生まれた時の身体的特徴に基づく出生届けによる性別が、戸籍の性別となり、原則として固定化される戸籍法に基づく制度から生じる不利益である。

そして原告女性が、今も戸籍の性別を変更ができないのは、性同一性障害特例法の要件を満たしたくても満たせないことから生じる不利益である。

性同一性障害特例法は、戸籍の性別と現実の性別の不一致に困難を抱えている人の不利益を解消することを目的に、十年以上前に議員立法で制定された。しかしその立法も万能ではなく、原告女性は性同一性障害特例法の枠組みからも排除された。

原告女性は、いずれの法制度からも排除されていることから、現実の性別と戸籍の性別の不一致を解消させるという権利が保障されていない。原告女性の不利益は、法制度からの排除による不利益である。スポーツクラブは、原告女性の不利益が、法制度からの排除により生じていることを知りながら、「法律がないから権利がない」「制度がないからしょうがない」と開き直りの差別をしたのである。

（6）制度の中に固定化された差別に気づくとき

私はKスポーツクラブ事件で、原告女性がなぜあきらめないのか、これほどまでに怒るのか、わからないと思うこともあった。

しかし訴訟の中でスポーツクラブが「他の利用者の迷惑」「他の利用者に説明ができない」という主張を繰り返し、その都度、原告女性が「私が生きることは社会の迷惑ですか?」「私は他人様に説明して納得してもらわないと、生きることも許されないのですか?」と言うのを目の当たりにして、私自身が「他の利用者」の側で事件を捉えていたことに気づいた。

私自身は自分の性別に概ね迷いなく一致する生活を送ってきたシスジェンダーである。シスジェンダーである私にとって、自分の「ありのまま」は社会の「当たり前」であった。自分が「他人の迷惑」と言われること、自分の状態をわざわざ「他人に説明する」ことなど、全く想定せずに生きてきた。私が性別について嫌な思いをすることもなく生活できたのは、私がたまたまシスジェンダーだったからである。

Kスポーツクラブ事件において、「他の利用者」の人の迷惑や納得を理由に、原告女性が我慢させることは、「この社会はシスジェンダーが独占するシスジェンダーを基準とする社会なのです」という開き直りの差別である。制度から排除された「普通じゃない存在」が、「当たり前で普通」の人たちの快適を阻害する迷惑な存在だと言うことを肯定する理屈はどこにもない。

なおKスポーツクラブ事件は、裁判所から「自らの性自認を他者から受容されることは、人の生存に関わる重要な利益である。性自認に従った取扱いを求めることは尊重されるべきであり、契約上のサービスを受ける場においても、性自認に従った取扱いを求めたことのみを理由として、冷遇されたり排除されたりすることがあってはならない」という前文を付した和解勧告がされ、原告女性がそれを受け容れ和解により終結した。

第4 おわりに

どこの社会でも文化や価値観がそもそも異なる人々が、相互に関わり合っただけで同じ空間や社会資

源を共有しながら生きている。社会の秩序を維持するために、法律や制度によって、何らかの線引きをして、人の自由や行動を規律することは当然のことである。そして線引きである以上、そこには必ず漏れる人がいる。

社会全体を見渡す議論をせず、「普通で当たり前」を基準とした安易な線引きをすることは、線引きから漏れた人々を「普通じゃない存在」として法制度から排除することになる。それが法制度に固定化された差別となる。

なぜ婚姻制度は男女二人の組み合わせだけを「普通で当たり前」としているのか、なぜ出生届けによる戸籍の性別に縛られることだけを「普通で当たり前」としているのか、なぜ戸籍の性別という法的事項の判断を医師の診断と手術に丸投げすることを「普通で当たり前」としているのか……。これらの線引きは、漏れた人を排除す

る差別となっていないか。

法制度で守ることができるのは、あくまでも社会の最大公約数の枠内の人でしかないという現実を謙虚に受け止めなければならない。だから法制度の構築においては、最大公約数算出の基礎とする母集団をできる限り広く捉える議論をしなければならない。社会が現実にも多様であること、同じ人が二人と存在しないこと、どんな人でも等しく人格が尊重されること、そして同じように幸せを求める権利があることを、常に意識して法制度の議論はされなければならない。

LGBTについての法制度の議論は、多岐にわたる。法制度の第一目的は、これまで認められなかった権利保障の拡大である。しかし同時に、人々の心の中の誤解と偏見の解消となる気配りをしつつ、法制度の中に差別が固定化されないような、想像力をもった丁寧な議論が必要である。



南 和行（みなみ かずゆき）

1976年大阪市生まれ42歳。大阪府立天王寺高校から京都大学農学部・同大学院に進学し、卒業後は住宅建材メーカーに就職。学生時代に知り合った恋人の吉田と二人で弁護士になることを目指して大阪市立大学法科大学院に入学。2008年に司法試験に合格し、2009年に弁護士登録（大阪弁護士会）。2011年に吉田と結婚式を挙げ、2013年大阪市北区の南森町に、同性カップル弁護士の法律事務所「なんもり法律事務所」を吉田と二人で開設。

一般民事ほか離婚・相続・遺言・養子縁組など家族の問題を多く取り扱う。性的マイノリティの差別の案件、戸籍の性別の案件、民法772条による無戸籍の案件にも積極的に取り組む。

2015年に「同性婚 私たち弁護士夫婦です」（祥伝社新書）、2016年に「僕たちのカラフルな毎日 弁護士夫婦の波瀾万丈奮闘記」（産業編集センター）を上梓。南と吉田の3年間を追ったドキュメンタリー映画「of LOVE and LAW」（監督：戸田ひかる）が2017年の第30回東京国際映画祭の日本映画スプラッシュ部門で作品賞を受賞する。同作品は邦題「合いと法」として2018年9月から全国の映画館で順次一般公開。

松竹芸能に所属するタレント弁護士として、テレビ番組へのコメンテーター出演など活動の幅を広げている。

（弁護士業務連絡先）

〒530-0041 大阪市北区天神橋二丁目5-2 8千代田第二ビル2階なんもり法律事務所
tel.06-6882-2501 / fax.06-6882-2511 / HP www.nanmori-law.jp